

2026年時点での都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針策定の現状

Current status of social media account operation policies in Japanese prefectures as of 2026

本田正美*¹

Masami Honda

*¹ 関東学院大学 Kanto Gakuin University

要旨: 公共機関において、ソーシャルメディアの利用は定着しているが、その運用のあり方には課題があることが指摘されている。そこで、公共機関においては、ソーシャルメディアの運用方針を定める動きがある。このことにつき、本田(2024)「都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針策定の現状」において、その現状を明らかにし、ソーシャルメディアアカウント運用方針の策定の仕方には二通りあり、組織全体で「包括」的に適用される運用方針を策定する方式とソーシャルメディアアカウントごとに「個別」に運用方針を策定する方式があることを確認した。本研究は、その都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針につき、策定状況に変化があるのか検証する。これは本田(2024)の時点から、その対応に変更が加えられている可能性があることによる。

キーワード: ソーシャルメディア、運用方針、都道府県

Abstract: While the use of social media is well established in public administration, there are challenges with its implementation. Therefore, there is a movement among public administrations to establish social media operational policies. Honda (2024) clarified the current situation in "The Current State of Social Media Account Operational Policy Formulation in Prefectural Governments," and confirmed that there are two ways to formulate social media account operational policies: a "comprehensive" approach to the organization as a whole, and an "individual" approach to the formulation of operational policies for each social media account. This study examines whether there have been any changes in the formulation status of social media account operational policies in prefectures. This is because there may have been changes to the response since Honda (2024).

Keywords: Information disclosure system, Expert knowledge, Policy network

1. 研究の背景と目的

公共機関において、ソーシャルメディアの利用は定着している。ただし、その運用のあり方には課題がある。例えば、利用可能なソーシャルメディアサービスが多数あることから、部署ごとに自由にアカウントを開設し、組織としての統制がとれないなかで情報発信がなされる可能性がある。

そこで、公共機関においては、ソーシャルメディアの運用方針を定める動きがある。このことにつき、本田(2024)において、都道府県における運用方針策定の現状を明らかにしている。これによると、ソーシャルメディアアカウント運用方針の策定の仕方には二通りあり、組織全体で「包括」的に適用される運用方針を策定する方式とソーシャルメディアアカウントごとに「個別」に運用方針を策定する方式があった。都道府県における、その内訳は、包括的な対応が5団体であ

り、個別の対応が42団体であった。さらに、運用方針の他に、利用ガイドラインを定める団体もあり、これが16団体あった。

本研究は、その都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針につき、策定状況に変化があるのか検証することを目的とする。これは前記の本田(2024)時点から、ソーシャルメディアアカウント運用方針の策定につき対応に変更が加えられている可能性があることによる。

2. 研究の対象と方法

本研究において調査の対象とするのは、都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針である。

ソーシャルメディアアカウント運用方針は、都道府県の公式Webサイトに掲載されていることか

ら、本研究では、都道府県の公式 Web サイトにおいて情報探索することで、その所在を探ることとする。具体的には、都道府県の公式 Web サイトで提供されているサイト内検索を用いる。サイト検索において「ソーシャルメディアアカウント運用方針」や「ソーシャルメディア運用方針」とのキーワードで検索を行い、その検索結果として表示されたページを逐一確認する。

なお、「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定している事例もあるため、追加で同キーワードでの検索を行い、同様に検索結果を逐一確認した。以上の方法は、本田(2024)を踏襲した。作業は2026年2月1日に実施した。

3. 結果

確認作業の結果を一覧にしたのが表1である。

2024年から異動が確認された部分は、太字斜体で記載してある。異動が認められたのは、茨城県・京都府・徳島県・宮崎県・沖縄県であった。これらは、茨城県を除くと、「包括」的な「ソーシャルメディア運用方針」ないしは「利用ガイドライン」を策定し、それに基づきソーシャルメディアアカウントの運営を行うとした府県である。

それら府県では、「利用ガイドライン」を策定し、これに基づきソーシャルメディアアカウントの運用していくことを表明しているわけであるが、本田(2024)の時点でも、それらの府県では「利用ガイドライン」が策定されていた。今回の確認作業で、その「利用ガイドライン」が包括的に準用されることが確認されたため、今回の結果では「包括」へと変更している。

「一部個別」へと変更した茨城県は、2024年時点では「個別」であった。今回の調査で、一部のアカウントについて、「ソーシャルメディア運用方針」の策定が確認できなかったことから、「一部個別」へと変更された。

上記の5府県以外は、「ソーシャルメディア運用方針」や「ソーシャルメディア利用ガイドライン」の策定について、その現状に変化が認められなかった。

4. 考察

2024年から2026年にかけて、「ソーシャルメディア運用方針」や「ソーシャルメディア利用ガイドライン」の策定につき、その異動は5府県においても認められた。その異動は、従来は個別の対応であったところ、「ソーシャルメディア利用ガイ

ドライン」を包括的に適用することが確認されたことによる。これにより、包括的な対応をはかる団体数が増えたことになる。

ソーシャルメディアの利用につき、「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を策定した上で、さらにソーシャルメディアサービスを利用するに際して、個別に「ソーシャルメディア運用方針」を策定するという団体も存在しており、これは「個別/利用ガイドライン」として表1には記載してある。このような包括的な対応に近い団体も含めると、都道府県の半数近くが「包括」的な対応を採用していることになる。本稿の冒頭で、個別にソーシャルメディアアカウントを開設し、組織としての統制がとれないなかで情報発信してしまう可能性を指摘したが、これは「ソーシャルメディア運用方針」を策定したとしても、それが個別の策定であれば、その課題は残存する。そこで、包括的な対応が求められるところであるが、実際に包括的な対応が都道府県の中で浸透しつつあると言える。

ただし、ソーシャルメディアアカウントごとに個別の「ソーシャルメディア運用方針」を策定するという方式もいまだ有力である。その経緯は不明であるが、はじめに組織内の各主体がソーシャルメディアアカウントを開設していたところに、運用方針や利用ガイドラインを策定する動きが広がって、事後的に個別の策定が浸透していった可能性が指摘できるだろう。今後は、既にそのような対応も見られるようになっている、「利用ガイドライン」を包括的に定めようとして、個別に「運用方針」を策定する・残置するという方式も検討されうる。

なお、本研究では、2024年時点から2026年へかけての異動を確認したが、この約2年の時間を経て、ソーシャルメディアアカウントの運用方針の策定については大きな変化は認められなかったとも言える。この間もネット環境上での変化が認められ、その対応に都道府県も迫られていたと考えられるが、実際には対応に大きな変化が生じているわけではなかった。

5. 結論

本研究では、2026年時点での都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針策定の現状を確認した。このとき、2024年との異動を見ると、包括的な対応をはかる団体の増加が確認された。

今後も新たにソーシャルメディアアカウントを開設し、その運用をはかることが想定される。包括的な対応の増加が見て取れたが、利用するアカウントが増大するなかで、その運用方針や利用ガイドラインの策定にも変化があるのか、今後も時間をおいてその現状を確認したい。

6. 研究上の課題

本研究には、以下の研究上の課題が残されている。

その第一は、本研究では、外形的に運用方針や利用ガイドラインの策定有無を確認したのみで、その内容の分析は行っていないことである。あるいは、策定済の運用方針や利用ガイドラインを小まめに改正するといった対応が取られている可能性もある。それら内容の分析については他日を期したい。

第二は、運用方針や利用ガイドラインの策定につき、都道府県のなかで対応が分かれている要因の分析ができていないことである。例えば、ソーシャルメディアアカウントの運用につき、いずれの部署が責任を持つのかで、その策定のあり方が分かる可能性もあろう。例えば、都道府県の情報政策部署や広報担当部署に対して、アンケート調査やインタビュー調査を行うことで、「ソーシャルメディア運用方針」や「利用ガイドライン」の策定の実態に把握することも検討する必要がある。

参考文献

- [1] 本田正美(2024)「都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針策定の現状」『2024年度春季(第50回)情報通信学会大会報告要旨』

表1 2026年時点での都道府県におけるソーシャルメディアアカウント運用方針策定の現状

団体名	策定状況	団体名	策定状況	団体名	策定状況
北海道	個別	石川県	個別	岡山県	個別/運用ガイドライン
青森県	包括	福井県	個別	広島県	一部個別
岩手県	一部個別	山梨県	個別/利用基準	山口県	個別/利用ガイドライン
宮城県	一部個別	長野県	一部個別	徳島県	包括 /利用ガイドライン
秋田県	個別/利用ガイドライン	岐阜県	個別	香川県	個別
山形県	包括	静岡県	一部個別	愛媛県	一部個別/利用ガイドライン
福島県	一部個別	愛知県	個別	高知県	一部個別
茨城県	一部個別	三重県	個別/利用ガイドライン	福岡県	包括/利用ガイドライン
栃木県	個別/利用ガイドライン	滋賀県	個別/利用ガイドライン	佐賀県	一部個別
群馬県	個別	京都府	包括 /利用ガイドライン	長崎県	個別/利用ガイドライン
埼玉県	個別	大阪府	一部個別	熊本県	一部個別
千葉県	個別	兵庫県	一部個別	大分県	個別
東京都	個別	奈良県	個別/利用ガイドライン	宮崎県	包括 /利用ガイドライン
神奈川県	一部個別	和歌山県	包括	鹿児島県	個別
新潟県	個別/利用ガイドライン	鳥取県	個別	沖縄県	包括 /利用ガイドライン
富山県	個別/利用ガイドライン	島根県	包括		

(出所：筆者作成)